

第 218 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 2 月 22 日(水) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 30 分

2. 場 所 仁多庁舎 大会議室

3. 出席委員 (34名)

1番	高橋 政伸	2番	中林 孝	3番	立石 覚	4番	若槻 隆季
5番	大坂 茂	6番	足立 信子	7番	古田川 光彦	8番	内田 吉彦
10番	石原 隆幸	11番	石原 敬士	13番	磯田 光徳	14番	藤原 功
15番	宇田川 光好	16番	安部 傭造	18番	金倉 弘美	19番	和久利 勝
20番	八澤 幹夫	21番	若槻 進	22番	藤原 克巳	24番	高橋 正敏
25番	石原 宏二	26番	賀元 春男	27番	若月 勝久	28番	藤原 修
29番	藤原 功	31番	山田 幸則	32番	福本 成美	35番	松原 康夫
37番	若槻 保	38番	堀江 敏久	39番	永濱 孝之	40番	石原 博
41番	足立 康夫	42番	松島 昭夫				

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長補佐 福田 貴美子

5. 欠席委員 (9名)

9番 藤原委員 12番 松原委員 17番 勝部委員 23番 和久利委員 30番小池委員
33番 安部委員 34番 卜藏委員 36番 岩田委員 43番 原田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積計画の承認について (所有権の移転)

議案第5号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)

議案第6号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第218回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は9番藤原委員、12番松原委員、17番勝部委員。出席者は18名中15名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 宇田川委員、16番 安部委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和5年2月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外11筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は76㎡他で計13,031㎡。権利種別、3条使用貸借。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、使用貸借による権利の設定です。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。権利の設定は、許可の日から。設定期間10年間です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,1790㎡他で計3,261㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は1,437.9アールです。対価につきましては、10アールあたり25万円です。資料1ー①、②に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第1番号1について21番若槻委員、補足説明をお願いします。
21番	番号1について21番若槻が補足説明いたします。場所は、□□□□に集落営農組合の共同作業場があります。■●●■に○○○○宅があります。田圃は○○○○宅と■●●■の間のほうです。畑は家の周りです。親御さんから子どもさんへ権利を移譲するという案件です。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について補足説明に入ります。番号36番岩田委員が欠席ですので16番安部委員をお願いします。
16番	番号2につきまして16番安部が補足説明を行います。場所は□□□□地内に位置する農地として、○○○○さんはこちらにはもう住んでおられないということで今回認定農業者でもある△△△△さんがこの土地を買うということで協議が出来たということです。△△△△さんは田圃をたくさん作っておられて管理的には問題無いと認識しておりますのでよろしくお願いします。以上です。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年2月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は自宅の後ろで高い所にあり、急な坂道で周りの木も大きくなり管理が困難であり申請地に新設したい。資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 この農地については、市街地に近接する生産性の低い小集団の農地、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について20番八澤委員、補足説明をお願いします。
20番	議案第2号につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。資料2に地図が載っておりますが、○○○○さんは□□□□自治会の■■■■■におられます。□□□□に当たる途中でして、墓を自宅のすぐそばに置きたいということで、書いてありますように今の場所が山の坂の上で難しいということで移設したいということです。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年2月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積691㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■ ■ ■ ■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■ ■ ■ ■。転用目的は墓地。施設等、墓地。申請理由、現在、譲受人檀家のための墓地が不足しているため譲渡人から申請地を譲受け墓地及び永代供養塔を設置したい。対価は無償。除地については、県の同意を得て、令和4年2月10日に公告されています。 番号2、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/公園。面積549㎡他で1, 283㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■ ■ ■ ■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■ ■ ■ ■。転用目的は公園・運動場。施設等、公園。申請理由、地域集落住民にて利用する農村公園を設置したい。対価は無償。追認です。顛末書を読みます。除地については、平成2年に島根県の同意を得ています。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑または田。面積305㎡他で671㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■ ■ ■ ■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■ ■ ■ ■。転用目的は進入路等。施設等、進入路及び駐車場。申請理由、参詣者のための露天駐車場を設置したい。生活道路からの進入路を設置したい。対価は無償。除地については、県の同意を得て、令和4年2月10日に公告されています。 番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積284㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■ ■ ■ ■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■ ■ ■ ■。転用目的は進入路等。施設等、進入路及び駐車場。申請理由、境内地の拡張(転用事業者の尊厳・風致保持のため)。対価は無償。除地については、県の同意を得て、令和4年2月10日に公告されています。 番号1から4まで、資料3に地図をのせておりますので、ご覧ください。 番号5、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積112㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■ ■ ■ ■。譲受人氏名 △△△△ 住所 ●●●●番。職業、■ ■ ■ ■。転用目的は宅地拡張。施設等、宅地拡張。申請理由、譲受人は、申請地を譲渡人から譲受け、自己所有地と一体的に造成し庭を拡張したい。対価、総額 60, 000円。除地については、県の同意を得て、令和4年2月10日に公告されています。資料4 に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1については、昭和58年から平成元年において、■ ■ ■ ■地区団体営ほ場整備事業が実施されていることから、第1種農地と判断しました。 許可条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。 奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、■ ■ ■ ■地区団体営ほ場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請について

事務局	は、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。 また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、4月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 番号2～5については、第2種農地と判断しました。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第3番号1から2、3、4までは高禅寺さんの案件ですので、1番高橋委員一括して補足説明をお願いします。
1番	1番高橋が補足説明いたします。場所は□□□□に△△△△が見えてきます。今回出されます○○○○さんにつきましても同じ□□□□自治会の方でして檀家さんです。番号1から番号4まで全部で6筆あるわけですが、中には追認の事項もあります。これについては一括で説明をさせていただきたいと思います。今回こういう形になりましたのも、おそらく10年近くいろいろと検討されて今回の土地、それに関わる周辺の土地の境界等々の問題があります。またそれと別に中山間地の対象あるいは多面的機能の対象交付の土地だったというようなこともありまして、タイミングがずれつつあったということで今回こういう形で申請することが出来ました。それぞれ墓地、供養塔、それに伴う駐車場の整備、進入路も若干狭いですのでその辺りの整備等々やっていくということです。備考欄には対価無償ということを書いてありますが、譲渡人の○○○○さんにつきましては△△△△さんの■■■■さんでありますし亡くなられた家族さんも△△△△の□□□□です。その先代さんも□□□□ということで、代々△△△△に関わってきた方でして、今回その方のご厚意で△△△△の為なら、あるいは■■■■の為ならということでこういうことになったわけです。是非ともご理解いただきましてご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。番号1から4まで一括質疑承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) では質疑に入ります。 質疑ございませんか。 3番立石委員
3番	以前確認をしたところによりますと、法律が変わったかどうかわかりませんが、お寺、宗教法人が農地の取得は出来ないあるいは寄付行為はだめだと伺った記憶がございます。その辺はどうでしょうか。
事務局	おっしゃる通りで、宗教法人が農地を取得するということについてはよろしくない和理解しておりますが、このたびは農地を取得されるときは違う用途に転用されるということなので、それについては許可できると考えております。以上です。
3番	はい。わかりました。

議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号1、2、3、4について承認することに決しました。 次、番号5について7番古田川委員補足説明をお願いします。
7番	7番古田川が補足させていただきます。この土地は資料4にございますように□□□□にございまして、ちょうど■■■■に譲り受けられる△△△△さんのお宅があります。○○○○さんは▲▲▲▲の方にいられて、既に拡張のため宅地建物も取り壊されておりまして残った所を△△△△さんが庭に頂くという格好になっており、何ら周りに影響も無いと思っております。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号5について承認することに決しました。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)について上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年2月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外9筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,222㎡他で9,574㎡。内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。所有権の移転を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。売買価格につきましては、1,060,500円です。移転の時期、令和5年2月22日。支払方法は口座振込、支払期限は令和5年3月31日。この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。なお、県の農地中間管理機構であります「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も得ております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について1番高橋委員お願いします。
1番	引き続きまして高橋が補足説明をさせていただきます。この案件につきましては昨年の夏時分にご相談を頂きました。□□□□集落という場所になります。△△△△さんにつきましては■■■■自治会の方でして認定農業者でもあり多くの圃場を耕作しておられます。出し手は□□□□集落の方でしたが相談がありました時に、自分では今まで農業をやったことが無いのでとても出来ないということでした。いろいろとお話をさせていただきましたけれども最終的にはとても出来ないのので何とかそういう方をとということの相談でした。最終的にこの△△△△さんをお願いをしたというよう

1番	な経緯です。非常にたくさんの田圃を精力的に耕作しておられますので是非ともこの案件につきましてはご承諾を頂きますようによろしくお願いいたします。また、土地につきましては□□□□にかたまっている圃場です。是非ともよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次に議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年2月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構公益財団法人しまね農業振興公社を介して行う(一括方式)農地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1、2 につきましては、△△△△。農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,953㎡他で計11,299㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は3年10カ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,571㎡他で計4,610㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は3年10カ月、賃貸借です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。1番2番について受け手が△△△△さんで同じですので続けて補足説明を41番足立委員をお願いします。
41番	補足説明申し上げます。1番につきまして所在は□□□□自治会内です。2番につきましても□□□□自治会内の農地です。この2件とも従来から△△△△さんが耕作しておりますので、今回新規とはなっておりますけれども公社を介しての賃貸ということで問題無いと思っております。以上です。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 1番2番続いて質疑に入りますが質疑ございませんか。 15番宇田川委員
15番	農業委員会にお聞きしたいと思いますが、1番の方は全面積を利用権設定されますが、その場合は離農という形になって離農給付金のようなものは出るんですか。
事務局	農林振興課農政グループで集積の担当をしております廣田と申します。先ほどの質問にお答え

事務玉	させていただきます。確かに離農というか農業をリタイアされた方に支払う集積協力金というのが国の事業でございますけれども、これにつきましては担い手の方がいわゆる認定農業者さんであったり、そういった方への集積に合わせて離農、リタイアされる方に給付する制度でありまして、今回の△△△△さんは認定農業者ではいらっしゃらないということでその要件には合わないということで特に補助金等は無いです。以上です。
15番	はい、わかりました。
事務局	ほかにごいませんか。
3番	貸借の期間が3年10ヶ月となっておりますが、過去にお聞きした中間管理機構を利用して農地を借りる場合は最短でも5年ではなかったかと記憶しておりますがその辺はいかがでしょう。
事務局	中間管理機構は3年からいけますので問題無いと思います。
3番	はい、わかりました。
議長	ほかにごいませんか。 無いようですが承認することにご異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 次に番号2について承認することにご異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号2について承認することに決しました。 次に議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案に入る前に、議案の訂正をお願いします。17ページ番号19について、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。経営面積、23.6アールを、58.8アール。貸付面積は、0アールに修正ください。議案に移ります。 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和5年2月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,578㎡他で計3,703㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,523㎡。内容は新規

事務局	です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、279. 5アールです。利用目的は田。期間は4年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 379㎡他で計3, 979㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は2年、賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 352㎡他で計4, 294㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。 利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 213㎡他で計10, 281㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。 利用目的は田。期間は9年10カ月、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 827㎡他で計9, 438㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。 利用目的は田。期間は7年、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 471㎡他で計8, 492㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、272. 3アールです。 利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外9筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 411㎡他で11, 592㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、1, 657. 5アールです。 利用目的は田。期間は1年9カ月、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積427㎡他で2, 808㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、1, 657. 5アールです。利用目的は田。期間は1年9カ月、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積6, 325㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 299㎡他で5, 367㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号12、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積345㎡他で11, 578㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。
-----	---

事務局	積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年11カ月、賃貸借です。 番号13、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,796㎡他で10,648㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年11カ月、賃貸借です。 番号14、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,039㎡他で計3,982㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は362.1アールです。利用目的は田。期間は6年8カ月、賃貸借です。 番号15、農地の所在 □□□□番、3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,890㎡他で計3,944㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号16、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,322㎡他で計4,120㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号17、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,926㎡他で計3,465㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、171.2アールです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号18、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積503㎡他で2,656㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号19、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,183㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、70.6アールです。利用目的は田。期間は4年11か月、賃貸借です。 番号20、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,194㎡他で10,372㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は4年、賃貸借です。 番号21、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積2,669㎡他で4,982㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は9年11か月、賃貸借です。 番号22、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,204㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。
-----	--

事務局	番号23、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,068㎡他で3,148㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号24、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積192㎡他で3,243㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は9年10カ月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1、2について20番八澤委員お願いします。
20番	まず番号1について、20番八澤が説明いたします。再設定ですが○○○○さん、△△△△さんともに□□□□自治会の方です。再設定でありますし、△△△△さんはきちんと管理されております。全く問題無いと思います。番号2は○○○○さんですが、■■■■さんがやっておられた所で先月2くぼ出ましたが、残った1くぼを同じく△△△△さんがされるということです。自治会長もしておられますし、田もちゃんと管理しておられます。大丈夫だと思いますのでよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号1について承認することに決しました。 次に番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号2について承認することに決しました。 次に番号3、番号4について21番若槻委員、補足説明をお願いします。
21番	21番若槻が番号3から番号4について補足説明をいたします。番号3ですが再設定で、□□□□自治会になります。□□□□自治会の集会所から南へ約200メートル位下がった所に△△△△さんの家がありまして、隣に○○○○さんの家もあります。○○○○さんの家の後ろの田圃と斜め前の田圃2つです。△△△△さんは水稻はもちろんのこと、林業や畜産の方も多方面で活躍しておられます。番号4は□□□□自治会にあります。□□□□の作業所がありますが、■■■■に■■■■さんというお宅がありまして、○○○○さんの実家ですが現在は空き家ですが■■■■■の方2枚の田圃です。△△△△さんは集落営農組合の役員をしていらっしゃるしまして機械は全

21番	て営農組合の機械を使用するということです。いずれも再設定です。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号3について承認することに決しました。 続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号4について承認することに決しました。 次、番号5について22番藤原委員補足説明をお願いします。
22番	22番藤原です。この〇〇〇〇さんの7筆の田圃につきまして場所は□□□□自治会の■■■■■ ■■という所です。〇〇〇〇さんは高齢で、作付けが出来ませんので今までも△△△△に作付けを してもらっております。更新ですので問題はなかろうかと思います。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号5について承認することに決しました。 次に番号6について補足説明を8番内田委員お願いします。
8番	議案6号の番号6について8番内田が補足説明をさせていただきます。場所につきましては□□ □□自治会という所にあります。■■■■■から郡線を4～5キロ上がった所に■■■■■さんのご自 宅がありますが、そこから約100メートル行って右手の方に□□□□自治会の集会所があります。 ■■■■■に〇〇〇〇さんの圃場があります。△△△△さんをご存知のとおり農業委員さんです し、各地で活躍しておられます。圃場の方もきちんと管理されております。再設定でもありますし何 の問題も無いと思います。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号6について承認することに決しました。 続いて番号7について24番高橋委員、補足説明をお願いします。
24番	24番高橋が番号7の補足説明をさせていただきます。内容は新規となっておりますが、同じ□□□自治会の近隣の方でして、■■■■を挟んだ4枚の田です。△△△△さんも最近農業に従事されておりますが、適正に管理されておりますので問題無いと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号7について承認することに決しました。 次に番号8、番号9について26番賀元委員、補足説明をお願いします。
26番	26番賀元が番号8から番号9について補足説明させていただきます。 番号8の○○○○さんは□□□□自治会で、これまでかなり高齢でもやっておられましたけれど場所は■■■■の周辺になります。△△△△さんは農業委員でもあり、また認定農業士でもあります。私どもの自治会にも営農組合という組織はありますが、○○○○さんの面積は1万平米からあり、なかなか大変ということで△△△△さんの方へお願いしたら、これまで△△△△さんとも部分作業についてはかなり付き合いがあったようですので、今回全面的にお願いされたらどうですかということで話をしたら、△△△△さんの方で受けていただいてこのようになりました。よろしくお願いします。 次に番号9ですが□□□□へ行った所ですが、これまで○○○○さんの隣の方が耕作をされておりましたが、本人さんの体調が良くないということで代わってくれということで話されたようで、□□□□の法人組織もありますがなかなか思うように対応できないということで認定農業者である△△△△さんの方へ委託ということで、△△△△さんはあちこちで結構されており、きちんと管理されておりますので何ら問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号8について承認することに決しました。 続いて番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第6号番号9について承認することに決しました。 続いて番号10から番号11について27番若月委員補足説明をお願いいたします。
27番	番号10から番号11について27番若月がご説明申し上げます。4つの圃場の場所につきまして□□□□にこの圃場が4つあります。いずれも△△△△さんが再設定ということでこれまでも良好な管理をされておりましたので何ら問題は無いと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号10について承認することに決しました。 続いて番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号11について承認することに決しました。 次に番号12、13、14まで28番藤原委員、補足説明をお願いします。
28番	それでは番号12から番号14まで藤原が説明いたします。 まず番号12から番号13の方は△△△△が受け手ですが、先月も出ましたが□□□□自治会の■■■■に△△△△の作業場があります。そこを■■■■位行きますと■■■■自治会になりますが、そこにこの番号12の農地があります。 番号13の方は作業場から■■■■程度行った所に農地があります。いずれも再設定です。 続きまして番号14ですが、〇〇〇〇さん△△△△さんお二方とも□□□□自治会で隣同士です。今回新規ということですが、長年△△△△さんがいろんな人に手伝ってもらってやっておられましたが、これ以上続けていくのが難しいと言われました。近年積極的に規模拡大を図って△△△△さんが頑張っておられますので今回お願いしました。何ら問題無いと思いますのでご審議お願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号12、13については△△△△さんが受け手ですので一括質疑承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) 番号12、13について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号に12、13について承認することに決しました。 続いて番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号14について承認することに決しました。 次に番号15について補足説明を5番大坂委員お願いします。
5番	番号15について5番大坂が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは現在家の方は空き家になっております。△△△△さんは□□□□自治会の方です。場所は■■■■に受け手の△△△△さんの牛舎があります。その先50メートル右に入った場所が申請の圃場です。△△△△さんの圃場と隣接しております。△△△△さんは熱心に農業と畜産に取り組んでおられる方で再設定でもあり何ら問題は無いと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号15について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号15について承認することに決しました。 次に番号16について補足説明を31番山田委員お願いいたします
31番	番号16について31番山田が補足説明させていただきます。□□□□にこの圃場があります。もう2～300メートル行くと〇〇〇〇さんと△△△△さんのお宅があります。△△△△さんも継続的に周辺の田圃を適正にこれまでも管理されておりますので再設定ですが問題無いと思いますので審議よろしくをお願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号16について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号16について承認することに決しました。 次に番号17、18について32番福本委員補足説明をお願いいたします。
32番	32番福本が番号17番から番号18の補足説明をさせていただきます。 まず番号17の圃場ですが□□□□に3枚あり、受け手の△△△△さん宅の真横の圃場です。今までは■■■■さんという方が耕作されていましたが今年から代わって△△△△さんが耕作されます。△△△△さんも□□□□の事務局長をしておられる方で何ら問題は無いと考えます。 次に18番ですが、□□□□にある2窪ほどありまして、△△△△さんは昨年まで耕作しておられて再更新ということで何ら問題は無いと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長	補足説明が終わりました。番号17について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号17について承認することに決しました。 続いて番号18について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号18について承認することに決しました。 次に番号19番について13番磯田委員補足説明をお願いします。その後の番号20についても合わせてということをお願いします。
13番	番号19番について13番磯田が補足説明をいたします。出し手受け手とも□□□□自治会の方です。場所は■■■■■にこの圃場があります。■■■■■圃場です。○○○○さんは高齢でどなたかに耕作を依頼したいということでしたが△△△△さんが今の耕作面積が少ないのでもうちょっと広げたいということで手を挙げられてこういう形になりました。意欲を買っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 番号20番は■■■■■からこの5枚の圃場があります。○○○○さんは長年患っておられまして、更新ですがすぐ近くの△△△△さんがずっと管理されております。△△△△さんは□□□□の中心メンバーとして活躍されております。問題無い件だと思っております。以上よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号19について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することにご異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号19について承認することに決しました。 続いて番号20について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号20について承認することに決しました。 続いて番号21、22について41番足立委員補足説明をお願いいたします。
41番	番号21について申し上げます。これは□□□□自治会内にあります。△△△△へ権利設定ということですが従来から△△△△が作っておられます。 失礼しました。21番については■■■■■自治会地内、22番については□□□□自治会地内

41番	です。これについては△△△△さんが従来から耕作しております。二つとも問題無いと思います。以上です。
議長	補足説明が終わりました。番号21について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することにご異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号21について承認することに決しました。 次、番号22について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することにご異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号22について承認することに決しました。 次に番号23について補足説明を42番松島委員お願いいたします。
42番	番号23の補足説明をしたいと思います。この田圃は□□□□地内にありまして、ちょうど■■■■■の前ということで以前から△△△△さんが作付けしておられ、管理もきちんとしておられるということで何ら問題は無いと思いますのでよろしく審議の方お願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。番号23について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することにご異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号23について承認することに決しました。 続いて番号24について7番古田川委員補足説明をお願いいたします。
7番	番号24について7番古田川が補足させていただきます。この圃場は□□□□自治会内です。作り手は△△△△さんですが、○○○○さんの田圃の周辺を含めて耕作をされておまして問題は無いと考えますので、よろしく審議のほどお願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号24について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することにご異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号24について承認することに決しました。

議長	議案6号まで終わったわけですが、その他について事務局お願いします。
事務局	配布物について説明します。 ポイント3、人の確保・育成ということでコピーを1部配布させていただいております。これまで機構だより等でも掲載されておりましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部改正によりまして4月1日から改正法がいよいよ施行になります。施行前の農地法第3条第2項第5号に規定されております下限面積というのがありますが、これが4月1日から廃止することとなります。お手元にお配りしておりますパンフレットのコピーですが、これは全国農業会議所が発行しておりますパンフレットがありましたので配布させていただきました。農地の取得に当たってはこれまで30アールという経営面積の要件がありましたが、空き家付き農地ということで1アールの別段面積の設定をし、農業委員会の総会後で告示をさせていただいておりましたけれども、下限面積の撤廃ということで別段面積の要件が不要ということになります。しかしながらこれまで同様に必要となる要件として、農地のすべてを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺の農地利用に支障が無いことという利用の3要件はこのまま維持されることとなっております。 農地の取得に際しての案件については4月の総会にかかる議案から、30アールの要件は無くなったもので審議をさせていただくこととなります。これから農業委員さん、推進委員さんにいろいろなご相談、お問い合わせ等があると思います。あるいは現地確認の際いろいろな話を聞かれると思いますが、これについてはご対応を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
議長	4月の案件からは別段要件が無くなるということですのでよろしくお願い申し上げます。
15番	下限面積が無くなっているということは町民の皆さんに徹底をしなければいけないと思いますが、どのような広報活動をお考えですか。
事務局	今、特段事務局の方としては考えておりませんが、ホームページに載せる、あるいは広報に載せるといった方法で皆様方には周知をさせていただきたいと思っております。
議長	では、徹底の方よろしくお願いいたします。 次回の総会は3月24日(金)9時からこの場所で開催します。 以上で本日の総会を終わります。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 15番 ⑩

議事録署名委員 16番 ⑩